

国立大学法人東京医科歯科大学情報公開・ 個人情報保護委員会規則

平成17年3月11日
規則第8号

(設置)

第1条 国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）に、国立大学法人東京医科歯科大学情報公開・個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 情報公開及び個人情報保護に係る規則の制定及び改廃に関すること。
- (2) 情報公開及び個人情報保護の実施体制に関すること。
- (3) 法人文書及び個人情報の開示・不開示等の判断基準に関すること。
- (4) 法人文書及び個人情報の開示・不開示等の検討に関すること。
- (5) 開示実施手数料の減額又は免除に関すること。
- (6) 異議申立てに関すること。
- (7) 訴訟に関すること。
- (8) 法人文書及び個人情報の管理に関すること。
- (9) その他情報公開及び個人情報保護に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長が指名する理事又は副学長 1名
- (2) 統合情報機構副機構長（図書館部門）
- (3) 病院長
- (4) 首席副病院長
- (5) 大学院医歯学総合研究科（医学系）の教授 1名
- (6) 大学院医歯学総合研究科（歯学系）の教授 1名
- (7) 大学院保健衛生学研究科の教授 1名
- (8) 歯学部口腔保健学科の教授 1名
- (9) 統合教育機構教養教育部門の教授 1名
- (10) 各附置研究所の教授 各1名
- (11) 事務局長
- (12) その他学長が必要と認めた者 若干名

2 前項第4号から第9号まで及び第11号の委員は、学長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第4号から第9号まで及び第11号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、第3条第1項第1号の委員をもって充てる。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部総務秘書課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 国立大学法人東京医科歯科大学情報公開委員会規則(平成16年規則第98号)は、廃止する。

附 則(平成20年6月19日規則第26号)

1 この規則は、平成20年6月19日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

2 この規則の施行の際現に委員として選出されている者は、なお従前の例による。

附 則(平成22年3月23日規則第30号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年9月30日規則第88号)

この規則は、平成23年9月30日から施行し、平成23年8月1日から適用する。

附 則(平成24年3月30日規則第46号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年5月21日規則第39号)

(適用日)

1 この規則は、平成26年5月21日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 平成26年4月1日から平成26年4月30日までの間、第9条中「総務秘書課」とあるのは、「総務企画課」と読み替えるものとする。

附 則(平成27年4月1日規則第109号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年7月31日規則第108号)

この規則は、平成29年7月31日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年5月8日規則第40号）

この規則は、平成30年5月8日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和3年9月22日規則第93号）

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年3月30日規則第67号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。